

京都市立芸術大学附属図書館視聴覚室使用要項

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、京都市立芸術大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）

第12条の規定に基づいて視聴覚室及び視聴覚室備付けの機器（以下「視聴覚室等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 附属図書館所蔵のレコード、コンパクトディスク、レーザーディスク、磁気録音・録画テープ、DVD及びその他の視聴覚資料（以下「レコード等」という。）を利用する時に限り、視聴覚室等を使用することができる。

(使用できる者)

第3条 視聴覚室等を使用することができる者は、利用規程第5条に定める者とする。

(使用できる時間)

第4条 視聴覚室等を使用できる時間は、図書館が開館する日の開館時から閉館30分前までとする。ただし、必要に応じて臨時に変更することがある。

(利用できる資料)

第5条 視聴覚室等で1回に利用できるレコード等は、次のとおりとする。

- (1) レコード、コンパクトディスク 3点以内
- (2) DVD、レーザーディスク、磁気録音・録画テープ 1点

(複製)

第6条 著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき、レコード等の複製録音・録画は認めない。

(使用手続)

第7条 視聴覚室等を使用する時は、所定の視聴覚室使用申込書（別記様式）に記入し、受付に提出して、係員の許可を得なければならない。

2 使用が終了した時は、すみやかに使用したレコード等及び機器を受付に返却し、終了を報告しなければならない。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。